

日本共産党葛飾区議会議員団



き むら

木村ひでこ

こんちは

事務所 葛飾区青戸5-27-5
TEL:03-3690-8631 携帯090-8640-5378

2021年
6月号
No.51

5月10日から11日に都教育委員会は、国立競技場に都内の教員770人を集め、五輪の子ども観戦実施調査を行なっています。緊急事態宣言中に東京都も人流の制限のために対策中だというのに、五輪を是が非でも実施するための準備だとして批判が上がっています。区議会第二回定例会で、木村ひでこ区議がこの問題を追及しました。区内の小中学校では、運動会は縮小して観戦を制限して開催、部活も修学旅行も中止しているのに五輪の観戦だけはなぜ特別なのか、感染した場合の補償などを質問しました。

区教育委員会は、「観客数は制限される予定」、区長は「国と都に五輪の中止を求める」ことは、拒否しました。

都内小中学校の児童生徒の五輪観戦によるコロナ感染危険性を質す

【PCR検査を助成します】

重症化リスクが高い高齢者や基礎疾患のある方の他、福祉・子育て施設の職員を対象にPCR検査を実施します。4月から、検査の申込みの上限を個人・施設ともに月1回までとし、個人用の自己負担額は一律1000円となります。

東京都の補助対象とならない高齢者施設の新規入所者や、陽性者が発生した福祉施設の濃厚接触者以外の方にPCR検査を行った場合に検査費用を施設に助成します。

【医師会館で、集団接種します】

6月6日（日）以降、木曜午後になりますが、医師会館3階が新型コロナワクチン集団接種会場となります。

【生活困窮者への追加支援】

※生活困窮者住居確保給付金

従来の再支給対象者以外の方（離職や廃業から2年以内の方、休業等で収入が減少した方）で要件を満たす場合、再支給の申請期間を令和3年9月30日まで3ヶ月延長します。

また、令和3年9月末までに申請があった場合は、住居給付金と職業訓練受講給付金の併給が可能となる見込みです。詳細は追って国から示される予定です。

葛飾区自立相談支援窓口 TEL03-5654-8625

※緊急小口資金等の特例貸付

個人向け緊急小口資金、総合支援資金（初回貸付・再貸付）の特例貸付について申請期間を令和3年8月31日までに2ヶ月延長します。

葛飾区社会福祉協議会 TEL03-5698-2457

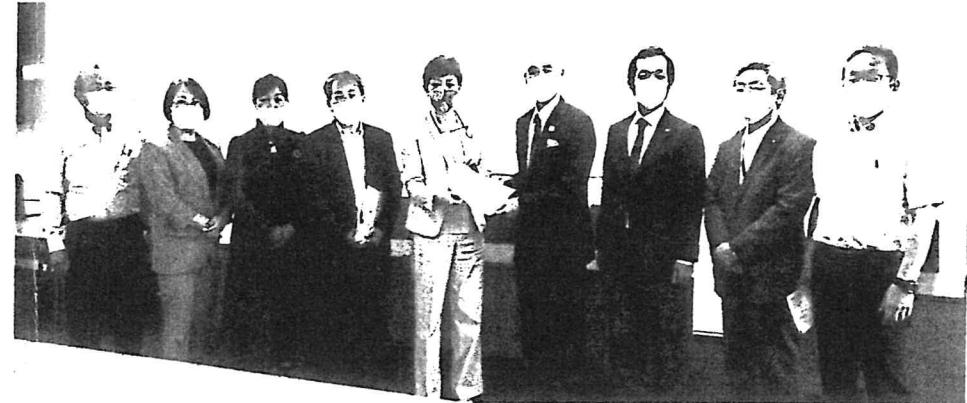
※新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯で、一定の要件を満たす生活困窮世帯に対し、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（仮称）を支給する予定です。現在、国において検討中です。 厚生労働省 TEL0120-46-1999

生活・法律相談

毎月第一水曜日 18:30～ 木村ひでこ事務所にて
木村ひでこ事務所若しくは携帯にお電話下さい。

第12回区長への要望 コロナワクチン接種について



コロナワクチン接種について12回目の申し入れを行ないました。
中央：和泉なおみ都議 左から3番目が木村ひでこ区議

5月18日、日本共産党区議団は、和泉なおみ都議とともに区長宛に「第12回 新型コロナウイルスに関する要望書」を提出しました。青木区長、赤木副区長、吉田危機管理・防災担当部長、清古健康部長が対応しました。

東京でも、新型コロナウイルス感染拡大が続き、緊急事態宣言が幾度となく延長されているなか、引き続き大規模な頻回検査を実施し無症状感染者を保護・追跡、感染拡大を抑え込むこと、自粛と補償を一体に区民生活を支えること、ひつ迫する医療機関の支援を行うこと、そして、東京五輪については中止にすべきです。

区内では、5月11日からコロナワクチン接種がはじまりました。すでに75歳以上の区民（約6万6千人）65歳以上の区民（約5万3千人）へ接種券が送付されていますが、「かかりつけ医での予約がいっぱい」

「かかりつけ医がなく、集団接種の予約をとろうと思ったがコールセンターにつながらない」「集団接種もすでにいっぱいだった」など、苦情と不安の声がたくさん寄せられ混乱が生じました。

ワクチンにかかる正確でわかりやすい情報を区民に提供しつつ、接種を希望者全員に、安全、迅速に確実にゆきわたらせるよう責任を果たすことが求められています。

そのために、①区民へわかりやすく、迅速な情報提供について、②接種体制の改善について、③オリンピック・パラリンピックの中止について、要望しました。

区長は、ワクチンは、区民の最大の関心ごとにになっている、積極的に進めていくと表明。区内医療機関195カ所で実施するようになつたし、集団接種も増やしていく、区内の接種状況は把握しているので、ホームページなどでもわかるようにしたい。ひとり暮らし高齢者へは、介護（ケアマネ・総合相談センター）などを通じて働きかけられるように、福祉部と相談するなどコメントしました。

生活・法律相談

毎月第一水曜日 18:30～ 木村ひでこ事務所にて
木村ひでこ事務所若しくは携帯にお電話下さい。